

【医療保険の給付対象となるサービスの利用料金】

R6年6月1日改正〈別紙〉

秀楽苑訪問看護ステーション

- 後期高齢者医療受給者 負担割合 1割・3割（一定以上の所得の方）
- 70～74歳の方（高齢受給者証） 負担割合 2割・3割（一定以上の所得の方）
- 健康保険の被保険者・被扶養者 負担割合 3割

医療保険		料金	ご利用者様負担金額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目までの訪問	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降の訪問	6,550	655	1,310	1,965
	管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
		2日目以降 (口) 10月1日より	3,000	300円	600円	900円
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物)	3人以上 週3日目まで	2,780	278	556	834
		週4日目以降	3,280	328	656	984
加算項目	訪問看護基本療養費Ⅲ (試験外泊)	入院中1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)	8,500	850	1,700	2,550
	24時間対応体制加算(月1回)(口)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
	緊急訪問看護加算 月14日目まで (医師の指示による緊急訪問) 月15日目以降		2,650円 2,000円	265円 200円	530円 400円	795円 600円
	特別管理加算 (月1回)	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II	2,500円	250円	500円	750円
	夜間(18-22時) 訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
	早朝(6-8時) 訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
	深夜(22-翌6時) 訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円
	難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	複数名訪問看護加算	看護師(週1回)	4,500円	450円	900円	1,290円
		准看護師(週1回)	3,800円	380円	760円	1,140円
		看護補助者(週3回)	3,000円	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算(90分を超えた場合・週1回・算定対象者に限る)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算(入院中又は入所中に、共同で退院・退所指導を行った場合) ※その内容を文章により提供させていただきます		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算(特別管理加算対象の方)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 (退院した日に訪問看護にて指導した場合) 厚生労働大臣が定める疾病及び状態等の方に限る		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者緊急カンファレンス加算(月2回まで) ※急変時医師の招集で打ち合わせを行った場合		2,000円	200円	400円	600円	

在宅患者連携指導加算（月1回のみ） ※訪問診療を行っている医師、歯科医師、薬剤師等と連携し療養指導を行った場合	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護情報提供療養費1（月1回）市町村等 訪問看護情報提供療養費3（月1回）医療機関等に入院又は入所にあたり、情報提供した場合	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1 （退院日を含め、死亡日前14日以内に2回以上訪問しターミナルケアを行った場合）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2 （特別養護老人ホーム等で主治医の指示により、死亡及び死亡日前14日以内に2回以上訪問しターミナルケアを行った場合）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

【その他の追加料金】

料金内容	自己負担額	適応
超過料金（30分）	1,000円	長時間訪問看護加算の対象外の方で、90分を超える訪問の場合（30分ごとに追加されます）
営業日以外（日曜、1月1日・2日）	2,700円	日曜日、1月1日・2日に訪問した場合

【その他の利用料】

エンゼルケア	10,500円	訪問看護を利用されながら在宅で亡くなられた場合のみ（別途交通費がかかります）
--------	---------	--

【交通費】

2km未満	53円	ステーションから利用者宅までの距離により交通費を徴収します
2～4km未満	105円	
4～6km未満	158円	
6～8km未満	210円	
8～10km未満	263円	

※10kmを超える場合は、2km毎に53円の追加となります。

◆厚生労働大臣が定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、パーキンソン関連疾患、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態

◆各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除となります

ますので、公費受給者証等の提示をお願いします。

◆訪問看護は医師から発行される訪問看護指示書によって行われます。ご利用者は医療機関に発行手数料をお支払いいただくこととなります。

◆利用料は（訪問看護療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります

法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります